

労働委員会事務局からのお知らせ

◆<周知のお願い> 県労働委員会の労働相談会・あっせん制度等について

- 弁護士や労働組合役員、会社役員等の委員が直接相談に応じる **労働相談会（夜間・休日）** を実施しています。事務局による相談も受け付けています。県内で働く労働者、使用者の方であれば、どなたでもご相談できます。
また、労使のトラブルについて、公労使3名のあっせん員が公正・中立の立場から、話し合いによる双方の歩み寄りを促し、トラブル解決を支援する **「あっせん」制度** も随時行っています。
ぜひ、**各市町や各団体の広報誌への記事掲載、ホームページでの告知やリンクの設定、チラシの配布等ご協力をお願いします。**
 - 夜間労働相談会 : 原則毎月第2水曜日 18:00～20:00 @順化公民館など
 - 休日労働相談会 : 7月@福井市、10月@福井市、敦賀市（予定）、3月@福井市、越前市（予定）
※詳細については、ホームページをご確認ください。
 - 事務局による相談 : 平日8:30～17:00
- 
- 各市町の産業施策部門等と連携して合同パネル展を開催したいと考えています。協力いただける市町を募集していますので、ご連絡をお待ちしています。
 - パネル展のイメージ : 開催場所は各市町内の公共スペース等、産業施策や労働委員会の制度等周知、1～2週間程度施設使用料は労働委員会が負担する予定です。
- 県労働委員会では **地方公営企業等の非組合員の範囲の認定および告示** を行っています。これは地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（いわゆる非組合員の範囲）を認定して告示するものです。
また、地方公営企業等が、**役職の新設・変更・廃止の組織改編等を行った場合には、労働委員会に通知しなければならないと定められておりますので、各市町の関連する部署にご連絡をお願いします。**
 - 対象 : 地方公営企業法が全部適用となっている地方公営企業（例：水道事業、病院等）